④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐

１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　体育館・武道場・屋内運動施設

ｂ）類似施設　体育館、屋内運動室、柔剣道室、屋内プール、観覧室及び更衣室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が、申請建物全体の延べ面積の１／２を超える施設

ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、「３．延べ面積」以上ある建物

ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請建物全体の延べ面積の１／２を超える建物

２．構　　造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

３．延べ面積　3,000㎡以上

４．構造規模　最大スパン長25m以上

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の施工実績を有すること。

㋑

１．建物用途　㋐１．に同じ

２．構　　造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

３．延べ面積　1,000㎡以上

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）主任技術者は、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）

２）１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑤㋐に掲げる建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築）工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑦　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩　工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

⑵　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

⑶　二次審査　発注者から上記⑴、⑵に掲げる競争参加資格があると認められて指名された者で、下記４⑶㋑の期間内に工事全般の施工計画を提出した者のうち、発注者から当該工事全般の施工計画「騒音・粉塵について配慮すべき事項」について適切であると認められた者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」及び「企業の高度な技術力（技術提案）」並びに「工事全般の施工計画」をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として「鉄骨工事の施工に関して技術的に配慮すべき事項」

㋑　工事全般の施工計画「騒音・粉塵について配慮すべき事項」及び配置予定技術者のヒアリングを含んだ評価を行う。

㋒　施工体制（施工体制評価点）として「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②㋐、㋑、㋒の評価項目について、関係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書に規定する、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案及び②㋑の施工計画並びに②㋒の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

なお、②㋐の技術提案を行わない者は、②㋑、㋒の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑶　⑵②㋐、㋑の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②㋐「鉄骨の施工に関して技術的に配慮すべき事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

⑸　⑵②㋑で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成24年８月28日から平成25年１月７日までの土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（平成24年12月29日から平成25年１月３日まで）を除く毎日、９時00分から17時00分まで。